

「ほっとプラン2013」策定経過

「ほっとプラン2013」の策定にあたっては、「明日の県社協を考える会」を設置し、県社協の全事業について点検するとともに、今後の方向性や展開方策について委員の皆様のお言葉をいただきながら策定いたしました。

平成24年6月29日	「明日の県社協を考える会」設置・委員委嘱
平成24年7月25日	第1回委員会
平成24年10月25日	第2回委員会
平成25年1月29日	第3回委員会

「明日の県社協を考える会」設置要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）の使命及び地域社会に対して果たすべき役割を確認し、今後の事業の方向性を明確にするとともに、効果的な事業展開の方策を検討することを目的とする。

(委員会)

第2条 県社協が実施する事業の点検・企画・実施するにあたり、委員会を設置する。

委員会の委員は、福祉関係団体、学識経験者、行政関係者の中から10名以内を県社協会長が選任し、委嘱する。

2 委員会は、県社協のあり方及び事業の展開方策等について検討・協議し、その結果を県社協会長に報告する。

3 委員会の委員の任期は平成26年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

(検討項目)

第4条 検討する内容は、以下のとおりとする。

1 県社協事業の方向性と効果的な展開方策の検討

2 県社協実施事業の点検

3 県社協中期計画策定にあたっての助言

4 その他県社協会長が特に必要と認めるもの

(その他)

第5条 この要領のほかに必要な事項は、県社協会長が別に定める。

(附則)

1 この要領は、平成24年6月29日から施行する。

(附則)

1 この要領は、平成24年7月18日から施行する。

「明日の県社協を考える会」委員名簿

(敬称略)

所属・職名	氏名	摘要
元新日本海新聞社編集制作局次長	村 上 俊 夫	委員長
鳥取短期大学准教授	井 手 添 陽 子	副委員長
鳥取市社会福祉協議会事務局長	岡 本 洋 一	
ル・サンテリオン北条施設長	明 里 佐 代 子	
倉明園施設長	大 塩 孝 江	
鳥取県福祉保健部長寿社会課 地域支え愛推進室長	金 涌 文 男	

参考【活用資料（県社協作成資料・実施調査等）一覧】

- 小地域福祉活動活性化方策の提言
- 市町村社協基本調査【H23年度実施】
- 市町村社会福祉協議会の概況（社協便覧）【H23年度実施】
- 住民福祉活動実態調査【H22年度実施】
- 福祉に関する県民意識調査【H17年度実施】

ほっとプラン 2013

平成 25 年 3 月発行

社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会

〒689-0201 鳥取県鳥取市伏野 1729-5

鳥取県立福祉人材研修センター内

TEL (0857) 59-6331

FAX (0857) 59-6340

URL <http://www.tottori-wel.or.jp>
